

企業啓発 セミナー のご案内

土地差別問題と企業

企業の立場から「土地差別問題」を考える

部落差別等に関連した土地を巡っての人権問題、所謂「土地差別問題」が今大きな社会問題となってきています。

○企業は事業運営の場やマーケットとして地域社会（土地）とは密接な関係性を有しています。

○また、土地差別問題の背景には市民の特定の地域に対する忌避意識の存在があり、企業の社会的責任としての従業員への研修・啓発の観点からも重要な人権課題です。

セミナーでは「土地差別とはどのようなことなのか」「土地について調べることは人権問題になるのか」等々の基本的な問題に各界のさまざまな立場の方々と討議を進めていただくパネルディスカッション形式により同問題の理解・認識を深めていただきます。

●パネラー (敬称略)

近畿大学

教授 奥田 均

不動産に関する人権問題連絡会

会長 阪井 一仁

大阪同和・人権問題企業連絡会

理事長 大西 英雄

●報告

大阪府、大阪市

●司会

大阪企業人権協議会

事務局長 内海 義春

【日 時】 2010(平成22年)1月21日(木)午後1時30分～午後4時(予定)

【と ころ】 浪速人権文化センター大ホール (裏面の案内地図参照)

【定 員】 1000人 (先着申込み順) 締切:1月12日(火)

【申込方法】 セミナー案内の「払込取扱票」に必要欄を記載の上郵便局から参加費をお支払いください。「振替払込請求書兼受領証」の写しが参加券になりますので当日必ず持参ください。

【参加費】 会員:2,000円, 会員外:3,000円

問合せ先

大阪企業人権協議会・企業人権協サポートセンター または 所属の地域連絡会事務局
電話 06-6947-0022 Fax 06-6947-0112

主催 大阪企業人権協議会・企人協サポートセンター

02	大阪	払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
0 0 9 5 0 7		2 2 6 3 3 5			
加入者名		料 金		備 考	
大阪企業人権協議会					
※1.会員区分:		会員 会員外		←いずれかに○印をしてください。	
2.地域連絡会名:				←事業所所在市町村名	
3.事業所名:					
4.受講料金:		会員 2,000円× 人 = 円			
		会員外 3,000円× 人 = 円			
5.参加者名:		. . .			
※おところ(郵便番号)				日 附 印	
担当者名		様			
(電話番号)		- -			

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号大第43756号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0 0 9 5 0 7	通商払込 料加入 者負担
加入者名	2 2 6 3 3 5	
大阪企業人権協議会		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
事業所名	おなまえ	
ご依頼人	様	
料 金	日 附 印	
備考		

この受領証は、大切に保管してください。

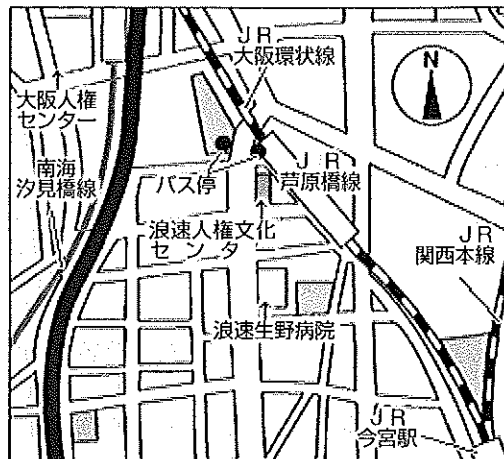
※記載内容の使用は、今回のセミナーの運営管理に限定し、本件以外には使用しません。
※記載に当っては、セミナーの運営管理用ですので、漏れなくハッキリとご記入ください。
※「振替払込請求書兼受領証」の写しが参加券となりますので当日必ず持参ください。
※事業所名は、企業名と事業所名をご記入ください。
※同一事業所で参加者が5名以上の場合は、「問合せ先」にご連絡ください。
※受講料金は、会員か会員外の何れか一方のみを選択ください。

切り取らないでお出しくたさい。

会場の住所・アクセス

大阪市浪速区浪速東1-9-20
電話06-6568-0791

JR大阪環状線
「芦原橋」から約50m



企業人権協サポートセンター

正式名称 大阪企業人権協議会・地域連絡会共同会員サポートセンター

企業人権協サポートセンターは、会員事業所のさまざまな人権問題の取組み（人権研修啓発等）を支援（サポート）するために2009年4月に大阪企業人権協議会と37地域連絡会が共同して設立した会員サービスの拠点です。

人権研修リーダー養成事業、人権講師派遣・紹介事業などの会員事業所の人権研修の取組みを支援するさまざまなサービスを提供します。

○企業啓発セミナー

企業啓発セミナーは企業経営にとって必要な最新の人権問題の情報を会員事業所に提供し、その人権問題の取組み等にお役立ていただくために開催いたします。多数の方々の参加をお待ちしています。

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

3万円以上

貼付

（附）

この場所には、何も記載しないでください。